

長 建 号 外  
平成 28 年 10 月 5 日

各 位

長浜市都市建設部建築住宅課  
すまい政策推進室長

### 住宅改修助成制度のご案内

秋涼の候 ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。  
日ごろは、本市の住宅行政にご理解とご協力をいただき、暑くお礼申しあげます。

さて、本市では、現在住宅改修助成制度の申請を受け付けています。この制度は、市内への定住を希望する人が中古住宅等を取得・改修する場合に、改修費の一部を助成するもので、別居していた子どもが市内に住む両親と同居するために、両親の実家を改修する場合も含まれます。

助成要件等概略は、下記のとおりです。

本制度の啓発チラシを添付しますので、ご周知いただければ幸いです。

#### === 長浜市定住住宅改修促進事業 ===

【対象住宅】申請者及び配偶者の 3 親等内の親族が所有する市内の住宅又は平成 28 年 4 月 1 日以降に売買もしくは賃貸借契約が成立した中古(築 5 年経過した)住宅

【対 象 者】平成 28 年 4 月 1 日以降に市内の対象住宅に転入又は転居した(予定を含む)45 歳未満の人(助成対象集宅に居住しようとする方の世帯全員の所得合計が 1,200 万円以下であること)

【対象工事】全体の工事費が 30 万円以上で、市内に事業所や営業所がある建設業者が施行し、平成 29 年 2 月末までに完了する工事(支払いまで完了していること)。

【申請時期】工事着工前

【助 成 額】工事費の 10%相当額(上限 20 万円)

次に該当する場合は、さらに工事費の 3.5%(上限 40 万円)を加算

① 満 18 歳未満の子を扶養し同居される世帯

② 65 歳以上の親族が居住される世帯

※①、②どちらも該当する場合は上限 80 万円

※上記の条件を全て満たす場合は、最大 100 万円を助成します。

◇制度や必要書類等については、担当課(建築住宅課 ☎ 65-6533)へお問い合わせいただくか、市ホームページ「定住住宅改修促進事業」をご覧ください。